

# 京都企業マッチング診断システム構築業務仕様書

この仕様書は、京都府が実施する平成30年度「京都企業マッチング診断システム（以下「システム」という。）構築業務に関し、委託契約の相手方に基本的な業務の枠組及び仕様を明らかにするものである。

## 1 業務の概要

### (1) 基本的な考え方

総合就業支援拠点である京都ジョブパーク（京都テルサ及び市民交流プラザふくちやま内に設置。）では、幅広い府民（大学生を含む。）を対象に各種の就業支援を、また、府内中小企業に対しては人材確保支援のサービスをワンストップで提供しているところである。

雇用情勢は求職者にとって堅調に推移する一方で、1.5倍台の高水準を10箇月連続して維持するなど、主に中小企業にとっては人材確保が喫緊の課題となっており、就業支援及び人材確保とともに職場定着に向け、適職診断を活用して求職者と企業をスピーディかつ効果的にマッチングするためにウェブ上にマッチングシステムの構築を実施する。

### (2) システム導入作業概要

本仕様書をもとに、ASP（Application Service Provider）方式でのサービス利用を前提として、以下の作業概要により、システムを導入すること。

なお、より利用者が使用しやすく効率的に支援できる、又は求人と求職者のマッチング率やシステム利用数が増える機能構成があれば、追加及び変更も可能とする。

ただし、追加及び変更を行う場合は理由を明記し、京都府と協議により合意したうえで決定すること。

#### ア 事前検討

業務フロー検討、求職者・企業データ検討、ジョブパークの各関連ホームページから各ページへの画面遷移の検討等を行う。

#### イ 環境構築

ASP環境を構築、提供する。

#### ウ 運用テスト

システム正常動作検証及び運用テストを行う。

#### エ マニュアル作成

システム操作マニュアルを作成する。

#### オ 教育・研修

管理者等に対して必要に応じた導入教育を実施する。

## 2 委託期間

### (1) 契約期間について

契約締結日から平成31年3月31日まで

なお、平成31年度以降の保守業務（利用料含む。）委託契約については、京都府から申し出があれば応じられることとし、当該契約については本契約と別途契約するもの

とする。この場合のシステム保守業務に係る一切の経費の上限は、概ね年間400万円以下（消費税及び地方消費税を除いた額）となるように整備すること。この場合の保守業務は3(8)に掲げる業務と同様である。

### 3 システム要件

#### (1) 基本要件について

ア 導入するシステムは、ASP方式を採用することとし、京都府では、サーバーの設置及び運用管理は行わない。

イ 導入するシステムは、WEBサービスを採用することとし、ブラウザソフト以外の環境に依存しないことを前提とする。

ウ 導入するシステムは、簡単かつ直感的に操作できるもので、ユーザーアクセシビリティに配慮した操作性に優れたものであること。

#### (2) 機能要件について

##### ア 機能概要

別紙「京都ジョブパークマッチング診断システム機能概要」のとおりのこと。

##### イ CMSについて

(ア) 京都府がシステム上で情報掲載等を行うため、CMS (Contents Management System)を採用し、コンテンツ編集時にはPDF、Word、Excelファイルの添付、画像、動画の掲載を可能とすること。なお、動画掲載についてはYouTubeなどの外部の無料サービスを利用することとし、サーバーに動画情報を保存しないものとする。

(イ) HTMLページを、管理者が自由に編集してサーバーに格納できるようにし、そのためのスタイルシートを提供すること。

(ウ) 「バナーリンク」を可能とし、バナーの登録、修正、削除及び表示順の変更が容易にできるようにすること。

(エ) お問い合わせのメールフォームを用意すること。

##### ウ アクセシビリティの確保について

(ア) 目標とする達成等級・・・AA (一部準拠)

(イ) 適用とする達成基準・・・AA

(ウ) 対象範囲・・・本業務で作成する全てのコンテンツ

(動画、電子地図及びPDFファイルを除く。)

受託者において日本工業規格JIS X8341-3:2010 (高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ)及びウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X8341-3:2010試験実施ガイドライン」に基づく試験を実施し、適用する達成基準の要件を満たすことを確認した上で納品すること。試験は、成果物から数ページを抽出し実施することとする。抽出の方法は、同ガイドラインに基づく。

【参考】ウェブアクセシビリティ基盤委員会「JIS X8341-3:2010 試験実施ガイドライン」(<http://waic.jp/docs/jis2010/test-guidelines.html>)

##### エ アクセス制限について

(ア) 登録求職者ページ及び登録企業ページ等の非公開部分の利用制限のため、利用登録をされた求職者及び企業(以下「会員」という。)にID、パスワードを配

布できること。また、パスワードは個人会員により変更できること。

- (イ) 管理者 I D 及びパスワードは会員のものと別個に設定すること。なお、パスワードは管理者により変更できること。
- (ウ) その他アクセス権限の設定については、必要の都度、京都府と協議の上その指示に従うものとする。

オ その他について

- (ア) システムの利用は特定のブラウザに依存しないものとし、以下のWEBブラウザについて動作が可能とすること

Internet Explorer 11以上、FireFox 58以上、Chrome 55以上、Safari 11以上

- (イ) 管理者のアカウントパスワードの有効期限やパスワード文字列の制限をかけることが可能であること。
- (ウ) 各種 I D 及びパスワードは、暗号化するなどにより、平文のままデータベース内に保存されることがないようにすること。
- (エ) 管理者としてログインできる I P アドレス（グローバルアドレス）等で制限することが可能であること。
- (オ) データを暗号化して送受信する S S L 通信を実現することが可能であること。
- (カ) 暗号化通信に必要なサーバー証明書は、新規に取得すること。
- (キ) システムには、次の各号に掲げる対策等不正アクセス対策を講じること。

- ・ S Q L インジェクション対策
- ・ O S コマンド (shell) インジェクション対策
- ・ クロスサイト・スプリプティング (X S S) 対策
- ・ クロスサイト・リクエスト・フォージェリ (C S R F) 対策
- ・ バッファオーバーフロー対策
- ・ パス名パラメータの未チェック／ディレクトリ・トラバーサル対策
- ・ セッション管理の不備への対策
- ・ H T T P ヘッダ・インジェクション対策
- ・ メールヘッダ・インジェクション対策
- ・ アクセス制御又は認可制御の欠落への対策
- ・ 上記以外の脆弱性対策

(3) システム運用要件について

- ア 障害性を考慮してサーバー及びネットワーク機器は、冗長化構成を採用し、一部機器に障害が発生しても、サービス提供時間内は継続したシステム利用が可能であること。

- イ システムを提供するために電源設備管理、データセンターからのインターネット回線の維持管理を適切に行うこと。

- ウ システムを提供するためにサーバー管理、ネットワーク機器のバージョンの維持管理、最新セキュリティパッチ等の適用を行うこと。

- エ システムを提供するためにサーバー機器及びネットワーク機器のCPU、メモリ、ディスク容量の使用量などを定期的に調査・分析し、処理性能低下等によるサービス品質低下等の重大なトラブルを予防すること。

- オ システムを提供するためにサーバー機器及びネットワーク機器のアクセスログ、エラーログ等を監視・保管することにより、不正アクセス防止、各サーバー機器等

の障害原因の分析を行うこと。

カ 適切な不正アクセス対策を講じること。特に更新管理機能へのアクセスは、管理者用PCからのみとなるため、サーバー側でアクセス制限を設けるなど、不正アクセス防止対策を実装すること。

キ システムを常時監視し、処理性能低下、システム停止等によるサービス品質低下等の重大なトラブルを予防すること。

ク 24時間毎に、全データをバックアップすること。

ケ 万が一障害が発生した場合、最低限、前回データバックアップした時点までのシステム及びデータ復旧が可能であること。(障害発生時直前までの復旧が望ましい。)

コ 各種サーバーへのアクセスログを取得し、少なくとも1年以上は保存されるようにすること。操作ログも取得できればなお良い。なお、アクセスログはログインID(公開用ウェブサーバにおいてはIPアドレス)ごとに取得を行い、不測の事態が発生した場合に履歴の追跡が可能とすること。

#### (4) ファシリティ要件について

今回導入するシステムは、以下の要件を満たすデータセンター内に設置すること。

ア データセンターは、日本国内に立地していること。

イ 建物及び室の各出入り口等については、監視カメラを設置して、不法侵入等に対する監視が行えること。

ウ サーバー機器等を設置している室等への入退室については、生体認証等の厳格な入退室管理の仕組みが用意されていること。

エ 建物及び室は、耐震(免震)・耐火構造であること。

オ 建物及び室は、地震及び水害に対する被害を防止する措置を講じていること。

カ 電源供給が2系統以上あること。

キ 非常用に自家発電装置を設け、商用電源停止時や定期点検時等の停電時に、必要な電力を供給できること。

ク 有人24時間体制によるビル全体の警備及び入退室管理を行っていること。

ケ データセンターに設置されたサーバーは、インターネットと常時接続(ベストエフォート100Mbps以上)していること。

#### (5) セキュリティ要件について

ア ISMSに基づく運用がなされていること。

イ 適用の必要なセキュリティパッチが配布された場合には、セキュリティパッチを提供すること。また、導入したウイルス対策ソフトについて、適用の必要なパターンファイルが配布された場合には、パターンファイルを適用すること。

ウ 取得したデータ(ASPシステムを利用することで取得した個人情報等)の消失、漏洩、第三者による改ざん及び破壊又は搾取等を防止するための安全対策措置を講じていること。

エ 不正アクセス検知システム、Firewall等を導入し、不正アクセスに対する監視を行い、情報漏えい等のサービス品質低下等の重大なトラブルを事前予防すること。

オ システムに対し、監視サービスによる24時間365日の監視がされていること。

カ ASPシステムへのアクセス(ネットワークを介在するものを含む。)を特定個人に限定し、アクセスした個人を特定できるようにしていること。

キ ASPシステムに対し不正アクセス等があった場合に、速やかに必要な対応が行われること。

ク 受託する事業者は、プライバシーマークの取得又は同等のセキュリティ管理を行っていること。

(6) 教育・研修について

ア システム利用者向けに、操作マニュアルを作成すること。

イ 京都府と協議のうえ、管理者等に対して、必要な操作説明・研修等を実施すること。

(7) システム提供に関するサービスレベル合意書（以下「SLA」という。）要件について少なくとも、以下の項目を含むSLAを定めることとし、企画提案すること。

なお、基準を満たさない場合は、基準を満たすための業務改善計画書を作成し、京都府に報告・承認を得た上で実施すること。

ア 稼働率、減額規定等

システム提供時間は24時間365日（計画停止は除く。）とし、システムの稼働率は月間99.0%以上を定めること。

なお、システム障害等でシステムの提供ができない時間が発生し、稼働率を満たさない場合は、稼働率0.1%低下ごとに月間委託料を5%以上減額すること。

イ 障害監視

システム障害発生検知のための監視対象及び監視間隔を定めること。（5分間隔で、24時間365日を目安とする。）

ウ 障害発生時の対応

障害発生時（異常検知時）の京都府への一次報告時間、異常検知後に復旧予定時間の京都府への二次報告時間を定めること。（一次報告は1時間、二次報告は2時間を目安とする。）

エ 問合せ対応

管理者からの利用方法等の疑問点、技術的な問合せ対応として、対応窓口を設置し、問合せの翌営業日までの回答率を定めること。（全コール数の70%以上を目安とする。）

オ 死活監視

サーバ等死活範囲及び間隔・期間等を定めること。（5分間隔で24時間365日監視を目安とする。）

カ ウィルス対策、セキュリティパッチの適用

ウィルス対策ソフトのパターンファイルの適用時間（ベンダーリリースから24時間以内を目安）、必要なセキュリティパッチの適用時間（ベンダーリリースから1週間以内を目安）を定めること。

キ ネットワーク不正検知

不正パケット、非権限者による不正な侵入に対する検知の有無（IDS/IIPS等による24時間365日監視を目安とする。）

ク ログ取得

管理者へ提供可能なログの種類を定めること。

ケ バックアップ対策

バックアップの内容（回数、保管期間、保管方法等）を定めること。（日時で

データフルバックアップを目安とする。)

コ データリカバリポイント

データ破損等によるデータの復旧可能な基点を定めること。(前回バックアップ時点(前日)を目安とする。)

サ データ消去

求職者や企業がシステム利用解約した後のデータ等消去実施の有無、タイミング等を定めること。(解約後、3箇月以内にデータ及び保管媒体破棄を目安)

シ サービスレベル

快適なサービスを提供できるよう、素早いレスポンスで画面表示がされること。

(8) 保守要件について

ア 最新バージョンのアプリケーションを適用すること。

イ 導入するシステムに重大な不具合が発見された場合は、緊急でアプリケーション修正パッチをリリースし、システムへ適用すること。

ウ 定期的なシステムバージョンアップを無償提供すること。

エ OS・ウィルス対策ソフト等を含め、システムを構成するソフトウェアのバージョンアップ状況、修正モジュールリリース等を管理し、至急に更新が必要と考えられる場合は、京都府へ随時報告を行うとともに、必要な対応を実施すること。

オ ドメイン及びサーバー証明書の維持・管理を行うこと。

カ システム(サイトの管理機能(CMS))を利用したコンテンツの更新等を除く。)の軽微な更新、修正、削除を、京都府の協議のうえ実施すること。

キ システム保守、点検、管理及びメンテナンス作業時に、システムへのアクセス瞬断又はサイト停止を伴う場合は、京都府へ事前に連絡し、調整を行った上で実施すること。

ク 管理者からの通常の問い合わせや障害発生時等に対応するため、問合せ窓口を設けること。

ケ 問合せ方法は、電話又はメールによることを基本とすること。

コ 対応時間は月曜日から金曜日の午前8時半から午後7時まで及び土曜日の午前8時半から午後5時を基本とすること。(日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

サ 導入するシステムに障害が発生した場合、直ちに障害の切り分けを行い、復旧回復のために必要な措置を行うこと。(京都府政に対する信頼を揺るがすような緊急事態が発生した場合、協議の上、京都府での対応等を依頼する場合がある。)

シ 障害対応作業終了後は、必要に応じて詳細な対応内容、再発防止策等について報告書を作成し、京都府へ提出すること。

ス システム利用を解約した場合は、速やかにデータ等すべてを受託者の責任で完全に消去すること。

4 成果品

次に挙げるものについて紙媒体及び電子媒体で納品すること。なお、納入する電子媒体は、最新のウィルス対策ソフトを用いてウィルスチェックを行うこと。

(1) 納入内容

#### ア 構築業務

- ・京都企業マッチング診断システム（ASP型）
- ・設計書（基本設計書、画面遷移図、DB設計書、詳細設計書）一式
- ・操作マニュアル
- ・業務計画書（スケジュール、体制、基本方針等）
- ・「JIS X8341-3:2010 試験ガイドライン」に基づき、適用する達成基準の要件を満たすことを示す試験結果資料（達成基準チェックリスト、実装方法チェックリスト）
- ・サーバー等環境説明書 一式
- ・業務完了報告書
- ・その他本業務で生じた資料のうち京都府が指示する資料一式

#### イ 保守業務

- ・保守業務実績報告書（維持管理の状況、障害等の内容及び対応状況 等）
- ・修正等業務実績報告書
- ・各種蓄積情報報告書（月次）
- ・その他本業務で生じた資料のうち京都府が指示する資料一式

#### (2) 形式

ア 成果品（紙媒体）は、A4判縦長横書き両面印刷を原則とし、日本語表記のものを2部（原本1部、複写1部）提出すること。

イ 成果品（電子媒体）は、CD-R又はDVD-Rにより2部提出すること。ファイルフォーマットは、PDF及びMicrosoft Office 2010に対応できるデータ形式とすること

#### (3) 納品場所

京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階  
京都府商工労働観光部総合就業支援室

#### 5 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、京都府と十分調整を行い業務に着手すること。
- (2) 本業務について、京都府と協議の上、再委託することができること。
- (3) 京都府は、システム整備に係る内容について、受託者に対して必要な作業及び補正を指示することができるものとする
- (4) 導入するシステムについては、官公庁その他、民間企業等の納入実績があること。
- (5) 受託者は、今回導入するシステムと同様のシステムで、過去に情報漏洩等の事故が発生していないこと。
- (6) 提案内容により、委託者が指定する内容と差し替えることがあること。